

手帳

身体障害者手帳

問合 障がいサービス課障がい相談係
☎ 3579-2362 FAX 3579-2364

身体に障がいのある方が、身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると東京都で認められた場合に、本人（15歳未満の場合は保護者）の申請に基づいて東京都から交付されます。各種の援護を受けるためには、この手帳が必要となります。障がいの程度により1～7級の等級が認定されます（ただし、肢体不自由の7級だけでは、手帳は交付されません）。

5
手帳

障がいの種類	手帳の等級	障がいの種類	手帳の等級
視覚障がい	1～6級	肢体不自由 上肢、下肢 乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障がい	1～7級
聴覚障がい	2～4級・6級	体幹	1～3級・5級
平衡機能障がい	3・5級	内部障がい 心臓・じん臓・呼吸器・ ぼうこう・直腸・小腸	1・3・4級
音声機能・言語機能・そしゃく機能の障がい	3・4級	免疫機能障がい・ 肝臓機能障がい	1～4級

障がい種別

手帳には等級のほかに、種別（「第1種」と「第2種」）があります。種別によりサービス内容が異なる場合がありますので、ご確認ください。

申請手続

次のものを持参し、障がいサービス課の窓口へ申請してください。

- ①身体障害者診断書・意見書（用紙は障がいサービス課窓口にあります。診断書の作成は「身体障害者福祉法第15条の指定」を受けている医師に依頼して下さい）
- ②顔写真（タテ4cm × ヨコ3cm、脱帽・上半身、1年以内に撮影したもの）1枚

申請から手帳のお渡しまで

手帳のお渡しは、申請後1ヶ月半から2ヶ月半かかります（東京都の審査状況によっては、それ以上かかる場合もあります）。手帳が東京都から届いたら、ご連絡します。

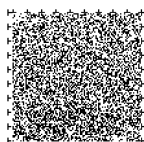
障がい種別	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚				★		
聴覚または 平衡機能	聴覚					
	平衡機能					
音声・言語機能						
肢体不自由	上肢	★				
	下肢		★			
	体幹					
内部				□		

■ は1種

□ は2種

★のついた等級のうち、障がい状況により一部は1種

□印のついた等級のうち、ぼうこう・直腸機能障がいは2種



愛の手帳（療育手帳）

問い合わせ しょう か しょう そうだんかかり
問合 障がいサービス課 障がい相談係
☎ 3579-2362 FAX 3579-2364

愛の手帳は、知的障がいのある方が、各種の援護を受けるために必要な手帳です。
この手帳を受けるためには、判定機関の判定が必要となります。
障がいの程度により1～4度にわかれています。

申請手続・判定機関（12・13ページ参照）

申請・判定を希望される方は、直接下記までお問い合わせください。

- ・18歳未満の方……板橋区子ども家庭総合支援センター（☎ 5944-2374）
- ・18歳以上の方……東京都心身障害者福祉センター（☎ 3235-2961）

運賃割引制度の第1種・第2種の区分

しゅ 種	るい 類	たいしょう 対象となる等級
だい 第1種	しゅ 知的障害者	あい 愛の手帳1度・2度、あい 愛の手帳3度+ しんたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳1～3級
だい 第2種	しゅ 知的障害者	あい 愛の手帳3度・4度

手帳を紛失・破損したときは・・・

問い合わせ しょう か しょう そうだんかかり
問合 障がいサービス課 障がい相談係
☎ 3579-2362 FAX 3579-2364

身体障害者手帳、愛の手帳を紛失したり、破損したときは、再発行ができます。

申請手続

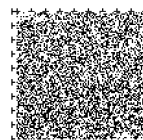
次のものを持参のうえ、障がいサービス課窓口へお越しください。

- ・顔写真（タテ4cm×ヨコ3cm、脱帽・上半身、1年以内に撮影したもの）1枚

再発行までの期間

東京都で手帳を作成しますので、再発行まで1ヶ月半から2ヶ月半かかります。

再発行までに手帳が必要な場合、「手帳所持証明書」を即日発行することができます。



住所変更の手続き

問い合わせ しょう かい しょう そうだんかかり
問 合 障がいサービス課 障がい相談係
☎ 3579-2362 FAX 3579-2364

身体障害者手帳、愛の手帳をお持ちの方が、住所変更した場合は、届出が必要です。手続きに必要な書類は異なりますので、それぞれの手続きと問合せ先にご確認ください。

住所変更	手続きと問合せ先
区内転居	障がいサービス課 障がい相談係
転 出	転出先の障がい者福祉の窓口（福祉事務所等）

精神障害者保健福祉手帳

問 合 健康福祉センター（14・15 ページ参照）

精神障がいのある方が、一定の障がいにあることを証明するもので、各種の支援を受けるために必要な手帳です。障がいの等級は1級から3級まであります。

申請手続・申請に必要な書類など

- ①申請書
- ②所定の診断書（用紙は担当窓口にあります）
 又は精神障がいを支給事由とする障害年金証書の写し
- ※診断書について
 診断書は作成日より3ヶ月以内のものをご用意ください。また、新規申請の場合、初診日から6ヶ月以上経過してから作成されている必要があります。
- ③顔写真（タテ4cm×ヨコ3cm、脱帽・上半身、1年以内に撮影したもの）1枚
- ④現在お持ちの手帳の写し（更新の場合のみ）

有効期限と更新手続

手帳の有効期間は2年間で、有効期限の3ヶ月前から更新手続ができます。

手帳を紛失・破損したときは

手帳を紛失・破損したときは、再発行の申請ができます。再発行した手帳のお渡しは、申請から2ヶ月前後になります。

住所等変更の手続

住所等を変更する場合は、手帳を持参のうえ、新たな住所地の窓口（板橋区内は健康福祉センター）までお越しください。

手帳の受け取り

手帳のお渡しは申請後3ヶ月～4ヶ月程度かかります。受け取り場所は、申請された健康福祉センターの窓口です。

